

お知らせ

今般、当協会におきまして、「長崎空港駐車場管理機器更新その他工事」の発注を予定しております。

本工事は、一般競争入札方式（郵便入札）により発注することとしたので、入札参加希望者を下記により募集します。

平成29年 8月10日

一般財団法人 空港環境整備協会
会長 岩崎 貞二

記

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 長崎空港駐車場管理機器更新その他工事
- (2) 工事場所 長崎県大村市箕島町593-2 （長崎空港内）
- (3) 工事内容 本工事は、長崎空港駐車場の駐車場管理機器等の更新及び関連工事を行うものである。
- (4) 工 期 平成29年12月15日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を郵便により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 国土交通省大臣官房会計課における平成28・29年度一般（指名）競争参加資格者の「電気通信工事業」、「A等級」に格付けされている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。
下記の①または②に掲げる工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有すること。（元請けとしての実績に限る。）
 - ①同種工事
駐車場管理機器の新設若しくは更新工事。
 - ②類似工事
航空交通管制業務に係る管制施設の新設若しくは更新工事。
- (4) 配置予定技術者
次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事現場に常駐できること。

①以下の要件を満たす工事の経験を有すること。

ア) 同種工事

駐車場の管理施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。

イ) 類似工事

航空保安用の電気通信施設若しくは設備の電気通信工事に該当する工事の施工実績、又は、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。

②監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、かつ、5年以内に国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者であること。

③配置予定の監理技術者又は主任技術者にあつては、直接的恒常的な雇用関係にあること。

(5) 本工事について、指定する工事項目に関する適正な施工計画を策定すること。記述のないもの、又は著しく不適切な内容である場合は欠格とする。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「株式会社ネットアルファ」である。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして当協会発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒105-0011 東京都港区芝公園1-3-1
一般財団法人 空港環境整備協会 施設部 土屋
電話番号 03-6452-9006

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成29年8月10日から平成29年8月18日 午後3時まで

交付場所 上記(1)

交付方法 無償にて貸与する。但し、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成29年8月25日から平成29年8月29日 午後3時まで 提出場所 上記3.(1)に同じ

提出方法 提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に、郵送により提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成29年9月8日 午前10時までに提出すること。

開札は、平成29年9月8日 午後1時協会本部会議室において行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ①入札保証金 免除
 - ②契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - ①入札の執行回数は2回を限度とし、次の(ア)の要件に該当する者のうち、最も低い者を落札者とする。
(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - ②①において、最も低い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決める。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も低い者を落札者とする。
- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 確認資料のヒアリングを必要とする場合には別途通知します。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (10) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (11) その他詳細は入札説明書による。